

## 行政改革 令和3年度の主な取り組み結果

「愛川町行政改革大綱第7次改訂版」（令和2年度～令和6年度）に基づき、令和3年度に行政改革に取り組んだ主な内容は次のとおりです。

行政改革の効果額は、令和4年度以降の予算に反映されます。

項 目	取 り 組 み 結 果	効果額(千円)
<b>1. 協働のまちづくりの推進</b>		
行政提案型事業 (継続中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に強いまちづくり推進事業（継続2年目）</li> <li>・八菅山いこいの森ツリーライティング普及事業（継続3年目）</li> <li>・認知機能低下予防事業（継続3年目）</li> </ul>	—
<b>2. 効果的で能率的な行財政運営の推進</b>		
(1) 公用車の一元管理	<p>本町が所有する公用車について、コスト削減や環境負荷の低減の観点から、適正な保有台数及びリース等の手法を検討した結果、現在所有する26台の車両を次のように管理することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース車両 15台（管財契約課で一元管理）</li> <li>・車両入替 4台（公民館等に所属替え）</li> <li>（合計） <u>19台</u>（7台を削減）</li> </ul> <p>なお、車検満了となる車両は順次廃車とする。また、リース車両は、令和4年9月から導入する（予定）。</p>	317
(2) 敬老祝金品の見直し	<p>これまで88歳・99歳・101歳以上の方を対象に支給していた敬老祝金について、その対象を88歳と101歳以上に見直したものの。</p>	232
(3) お茶の間通信の廃止	<p>事務の効率化と紙面の充実を図るため、毎月発行していた「お茶の間通信」を「広報あいかわ」に統合し、発行費用を縮減する。また、関連して自治会配布物の回数を奇数月の実施に見直し、配布費用についても縮減を図るもの。</p>	2,586
(4) 行政評価制度・外部評価制度の推進	<p>・<b>空き家対策推進事業</b></p> <p>空き家等の適正管理及び有効利用促進を目的に適用している「空き家バンク制度」について、より一層の周知と登録件数の増加を図るため、令和4年度から「空き家総合相談窓口」を設置するなど、引き続き当該事業の促進に努めるもの。</p>	—
<b>3. 公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営</b>		
(1) 個別施設計画の推進	<p>令和3年3月に策定した「愛川町公共施設個別施設計画」に基づき、令和4年度においては、町営諏訪住宅のE-3号棟の解体を行い、施設総量の削減を図るもの。</p>	—
(2) 半原出張所跡地の活用	<p>半原出張所跡地に、道路補修の原材料や凍結防止剤、水害用土のう等の資材を管理する「道路河川防災ステーション」を設置し、跡地を有効に活用しながら道路の維持補修や災害などに備えるもの。</p>	—
<b>合 計</b>		<b>3,135</b>

※ 改善・拡大等のプラス効果額については掲載していません。